

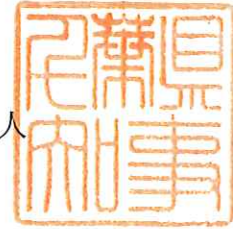
産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 5 年 5 月 15 日

住 所 大阪府大阪市住之江区新北島三丁目6番45号
氏 名 木材開発株式会社
代表取締役 正田 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日	平成16年 3 月 2 5 日	許可番号	第15-5-2-135号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号の) 2 産業廃棄物の種類 木くず		
設置場所	千葉県市川市本行徳2554番13		
処理能力	木くず 360t/日(20t/時×18時間)		
許可の条件	1 施設における作業は、廃棄物が飛散・流出しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。 2 施設について、故障・破損等事故が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。 3 産業廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

複写無効

(続く)

(許可証の続き)

平成14年 2月7日 設置許可 (第13-5-1-83号)

平成16年 3月25日 変更許可

平成24年 7月23日 変更届 (代表者の変更)

平成28年 7月15日 変更届 (本店住所の変更)

令和5年 4月19日 変更届 (代表者の変更)

(以下余白)

